

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和5年12月

消費・安全局動物衛生課



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・ 総括及び総務班
- ・ 保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・ 防疫企画班
- ・ 防疫業務班
- ・ 防疫指導班
- ・ 野生動物対策班
- ・ 調査分析班
- ・ 病原体管理班

国際衛生対策室

- ・ 国際衛生企画班
- ・ 多国間調整班
- ・ リスク分析班
- ・ 輸出検疫環境整備班
- ・ 輸入検疫企画班
- ・ 査察調整班
- ・ 検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

我が国における家畜防疫体制

- 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。
国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



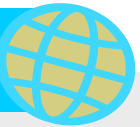
【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	386百戸	269万頭
乳用牛	126百戸	136万頭
養豚	33百戸	896万頭
採卵鶏	17百戸	1億3千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和5年2月1日現在

自衛防疫団体

国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関



動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 541名
(令和5年10月現在)

農林水産省 消費・安全局



動物医薬品検査所
農研機構動物衛生研究部門

都道府県 家畜保健衛生所

167か所
(病性鑑定施設を含む)

獣医師 1,993名
(令和5年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所
(令和5年4月1日現在)

家畜保健衛生所等の設置状況

(令和5年4月1日時点)

○ 家畜保健衛生所：117か所

● 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所

(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)



家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

都道府県
(家畜保健衛生所)

連携

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

家畜の所有者

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)

財政支援（消毒費用等）

人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援
財政支援
(疫学調査チームの派遣)

国の財政支援（家畜伝染病予防費の概要）

国（農林水産省）

発生予防の取組

都道府県

- ・ 家畜防疫員の旅費
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・ 薬品（消毒薬等）の購入費
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 移動制限区域の設定
- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

都道府県

- ・ 野生動物に使用する動物用生物学的製剤の購入費
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・ 焼埋却に要する費用
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
【法第60条第2項：1/2】

等

家畜の所有者

- ・ と殺家畜に対する手当金
【法第58条：評価額の1/3、4/5】
- （※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、評価額の10/10を交付する。）
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・ 焼埋却に要する経費
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和5年11月30日までに携帯品検査においては6件10名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例。

○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例
＜令和5年11月30日時点＞

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
1	令和元年 7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目： R元. 6. 13
2	①令和元年 8月6日、 ②令和5年 8月27日	①日本人2名、 ②フィリピン人 1名	令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目： R元. 5. 10
			令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	警告書2回目： R元. 5. 17 警告書3回目： R元. 5. 31
3	同 9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目： R元. 6. 1 警告書2回目： R元. 8. 24 警告書3回目： R元. 9. 3
4	同 10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
5	令和2年 1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目： R元. 11. 10 警告書2回目： R元. 11. 25
6	同 3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目： R元. 11. 2 警告書2回目： R元. 11. 14

○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例
＜令和5年11月30日時点＞

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和4年 2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)
2	令和5年 1月25日	中国人1名	令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg)

○摘発上位国の状況【携帯品】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	ベトナム	8,121 (14.9%)	7,869 (22.0%)
2	フィリピン	7,411 (13.6%)	5,184 (14.5%)
3	韓国	4,907 (9.0%)	3,297 (9.2%)
4	中国	4,217 (7.7%)	2,690 (7.5%)
5	タイ	4,059 (7.5%)	1,787 (5.0%)
6	アメリカ	3,802 (7.0%)	1,346 (3.8%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○摘発上位国の状況【郵便物】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	中国	42,020 (79.4%)	46,811 (54.6%)
2	ベトナム	5,743 (10.8%)	33,750 (39.4%)
3	アメリカ	1,095 (2.1%)	496 (0.6%)
4	モンゴル	952 (1.8%)	691 (0.8%)
5	タイ	891 (1.7%)	387 (0.5%)
6	韓国	288 (0.5%)	373 (0.4%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

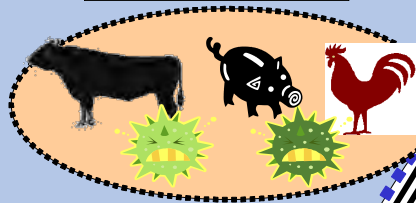
○罰則規定

- ・家畜伝染病予防法違反：**3年以下**の懲役又は**300万円以下**
(法人の場合5,000万円以下)の罰金
(第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

国際空港・海港における水際検疫の概要

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



STOP

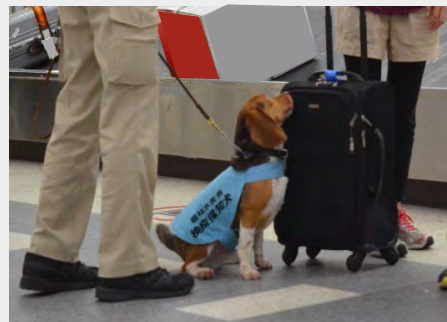


国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する 注意喚起



動植物検疫探知犬による 手荷物検査



発生国からの入国者への 質問の実施



消毒マットを用いた 靴底消毒



- Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？
- Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？
- Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

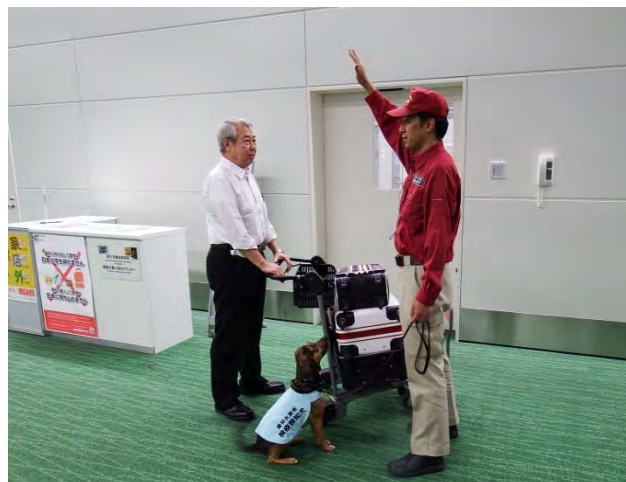
(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアの 아프리카 豚熱 発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類

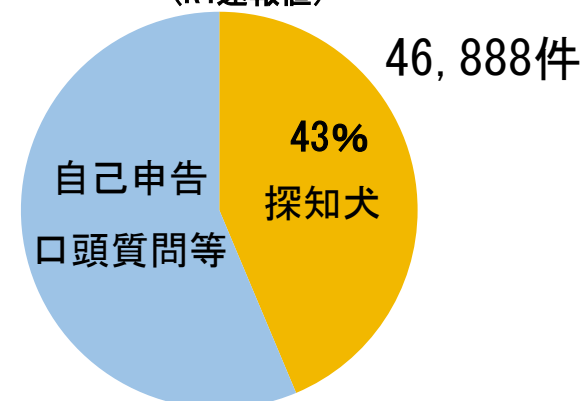


餃子等の肉製品

果物



動植物検疫探知犬の禁止品探知実績
(R4速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた
禁止品等（107,373 件）の43 %

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



動物衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）等の越境性動物疾病（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

- **国際獣疫事務局（WOAH）**
 - GF-TADs（WOAHとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等の越境性動物疾病の防疫対策
 - 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
 - アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持
- **国際連合食糧農業機関（FAO）**
 - 危機管理センター（EMC）への専門家派遣及び活動支援
 - 牛疫ウイルス・牛疫ワクチンの保管体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ G7CV0（首席獣医官）フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月
第5回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年9月

日中韓の協力

○ FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム

- 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施

○ 越境性動物疾病への対応に関する協力

- 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施

○ 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化

- 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

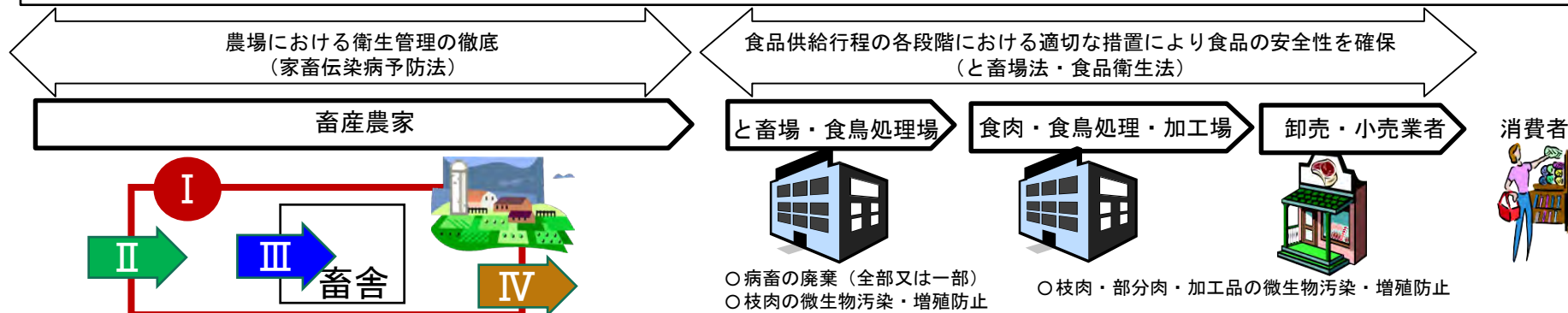
獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

○ 農研機構 動物衛生研究部門（日本）

- ⇄ ロシア 2016年、2020年
- ⇄ ベトナム 2017年、2022年
- ⇄ モンゴル 2020年
- ⇄ 台湾 2020年
- ⇄ 韓国 2021年
- ⇄ ドイツ 2022年

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾患の発生を予防。



飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・ 衛生管理区域の設定
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- ・ 獣医師等の健康管理指導
⇒ 適切・効果的・効率的な取組

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 区域立入時の手指・車両の消毒
⇒ 病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入禁止
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

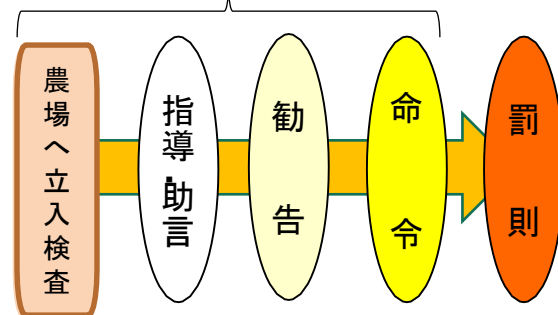
- ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒ 病原体の低減
- ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え
⇒ 病原体の持込み防止

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止
- ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み 都道府県による取組

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、
手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- 民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和4年6月現在）

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員※

約5,200名（令和4年3月時点）

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌0157・抗菌性物質等)
- ・危害要因分析（HA）
- ・必須管理点（CCP）の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等の
フィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保



農場HACCP
認証マーク

農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和5年1月25日時点)

